

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せにすごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-02	日中活動への支援															
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)							
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源						
				指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	①	②	①+②					事業費 (実績額) (千円)		事業費の概要説明		事業費 (実績額) (千円)		事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		
09-02-01	障害福祉課 地域支援係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法(国) ・さいわい福祉センター条例、施行規則(市)	対象 18歳以上65歳未満の愛の手帳および身体障害者手帳の保有者  手段・内容 障害者の自立促進を図るため、自立生活のための社会適応訓練、就労に向けた作業訓練等事業を指定管理者制度にて実施	平成25年度	1	平成25年度	45,982	平成25年度	9	45,982	85	46,067	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	1,827	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている(就労移行支援事業)  説明欄：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスおよび地域生活支援事業となっているため妥当であり維持する。 また、就労移行支援事業については、国からの報酬として、一般の事業所と同じく、毎月、障害福祉サービス費として支払われたものを充当している。		
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	(箇所)	平成24年度	(千円)	平成24年度	(人)	平成24年度	11	45,309	82	45,391	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	2,091	26年度以降方向性	現状維持		27年度以降方向性	現状維持
	さいわい福祉センター通所訓練事業			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	1	平成23年度	54,035	平成23年度	14	54,035	90	54,125	平成23年度	2,555	平成23年度	36,948	平成23年度	43,684					
				事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	社団法人(指定管理者)が実施することにより、専門的、かつ柔軟で適切な支援が可能になる。	1	(箇所)	(千円)	(人)	(人)	(千円)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)					
09-02-02	障害福祉課 地域支援係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都) ・さいわい福祉センター条例、施行規則(市) ・心身障害者ショートステイ事業実施要綱(市) ・日中一時支援事業実施要綱(市)	対象 18歳以上65歳未満の愛の手帳および身体障害者手帳の保有者  手段・内容 介護支援事業(ショートステイと入浴サービス) 育成事業(講座講習等) 自立支援事業(機能回復訓練)を指定管理者制度にて実施	平成25年度	1	平成25年度	69,541	平成25年度	5	69,541	634	70,175	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	4,191	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄：都1/2、市1/2の負担となっている(都型ショートステイ) 国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている(日中一時支援)  説明欄：障害者が住み慣れた地域で居宅生活を続けるためには、地域で核となる社会資源が必要である。また、社会福祉法人の専門性の高いスタッフが対応することで、質の高いサービスと柔軟な支援体制を維持することが出来ている。		
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	(箇所)	平成24年度	(千円)	平成24年度	(事業)	平成24年度	5	68,649	617	69,266	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	4,116	26年度以降方向性	現状維持		27年度以降方向性	現状維持
	さいわい福祉センター事業			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	1	平成23年度	55,310	平成23年度	5	55,310	669	55,979	平成23年度	4,352	平成23年度	58,856	平成23年度	43,469					
				事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input checked="" type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	社団法人(指定管理者)が実施することにより、専門的、かつ柔軟で適切な支援が可能になる。	1	(箇所)	(千円)	(事業)	(事業)	(千円)	(事業)	(事業)	(事業)	(事業)	(事業)	(事業)	(事業)					
09-02-03	障害福祉課 地域支援係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市心身障害者(児)施設法人化補助要綱	対象 障害者施設  手段・内容 施設建設費に対する補助	平成25年度	1	平成25年度	4,700	平成25年度	25	4,700	85	4,785	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	4,700	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄：平成8年にイリアンソスの社会法人化を支援するため開始した事業。平成22年度までは、公共施設等整備基金繰入金4,000千円で、市の負担(700千円)となっていたが、23年度からは4,700千円の基金繰入となっている。平成28年度に終了となる。		
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	(箇所)	平成24年度	(千円)	平成24年度	(人)	平成24年度	25	4,700	82	4,782	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	4,700	26年度以降方向性	現状維持		27年度以降方向性	現状維持
	施設整備助成事業			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input checked="" type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	1	平成23年度	4,700	平成23年度	25	4,700	90	4,790	平成23年度	4,700	平成23年度	4,700	平成23年度	4,700					
				事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	施設整備を進めることにより、地域の利用者の利便を図る	1	(箇所)	(千円)	(人)	(人)	(千円)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)					
09-02-04	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都) ・東久留米市福祉有償運送事業補助金交付要綱(市)	対象 移動困難者に対する福祉有償運送を実施するNPO法人  手段・内容 事業の経費の一部を補助する	平成25年度	3	平成25年度	1,198	平成25年度	10,173	1,198	211	1,409	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	599	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄：都1/2、市1/2の負担となっている  説明欄：移動困難者に対する移動手段の確保に必要で、妥当であり維持する。		
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	(箇所)	平成24年度	(千円)	平成24年度	(人)	平成24年度	9,868	1,199	206	1,405	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	599	26年度以降方向性	現状維持		27年度以降方向性	現状維持
	福祉有償運送事業支援事業			財源	<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	3	平成23年度	1,198	平成23年度	10,138	1,198	223	1,421	平成23年度	599	平成23年度	599	平成23年度	599					
				事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	意図	事業の安定を確保することをもって、移動困難者の社会参加を促進する	4	(箇所)	(千円)	(人)	(人)	(千円)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)						

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せにすごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-02	日中活動への支援																	
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)									
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		特定財源に伴う一般財源		一般財源										
09-02-05	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例 ・東久留米市障害者地域生活支援事業の費用負担等に関する条例施行規則 ・東久留米市コミュニケーション支援事業実施要綱	対象 聴覚障害を有する身体障害者手帳を所持している市民  手段・内容 聴覚障害者からの依頼により、手話通訳者を派遣する。通訳者は派遣の日時や内容を記載した報告書を市に提出する。市では月毎にまとめて通訳者に謝金を支払う。(2時間まで3,500円、3時間まで4,500円、3時間を超過5,500円)平成18年10月から地域生活支援事業の中の必須事業(コミュニケーション支援事業)として位置付けられることになった。  意図 聴覚障害者の円滑なコミュニケーションを図る。	平成25年度	410 (人)	平成25年度	258 (件)	平成25年度	62.9 (%)	平成25年度	1,636	平成24年度	508	平成25年度	2,144	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	409	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄： 必要性 4 有効性 4 達成度 4 効率性 4 説明欄：障害者総合支援法で、地域生活支援事業による市町村の必須事業となっているため維持する。
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	391 (人)	平成24年度	206 (件)	平成24年度	52.7 (%)	平成24年度	1,177	平成24年度	494	平成24年度	1,671	平成24年度	295	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成24年度	295	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。			
	コミュニケーション 支援事業			平成23年度	387 (人)	平成23年度	171 (件)	平成23年度	44.2 (%)	平成23年度	1,092	平成23年度	536	平成23年度	1,628	平成23年度	417	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成23年度	417	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。			
	事業形態			<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成25年度	116,429 (人)	平成25年度	273 (千円)	平成25年度	24 (日)	平成25年度	273	平成25年度	85	平成25年度	358	平成25年度	273	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成25年度	273	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。		
09-02-06	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・身体障害者福祉法 ・東久留米市身体障害者相談員設置要綱 ・知的障害者福祉法 ・東久留米市知的障害者相談員設置要綱	対象 市民  手段・内容 相談員が月1回2時間の障害者相談を実施している。相談員は親の会や当事者団体から推薦してもらい、謝金にて実施  意図 地域に身近な存在である相談員が生活相談や情報提供を行なうことで、自立生活を支援	平成25年度	116,429 (人)	平成25年度	273 (千円)	平成25年度	24 (日)	平成25年度	273	平成25年度	85	平成25年度	358	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成25年度	273	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。					
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	115,889 (人)	平成24年度	191 (千円)	平成24年度	24 (日)	平成24年度	191	平成24年度	83	平成24年度	274	平成24年度	274	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成24年度	191	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。			
	身体・知的障害者 相談事業			平成23年度	114,621 (人)	平成23年度	267 (千円)	平成23年度	24 (日)	平成23年度	267	平成23年度	90	平成23年度	357	平成23年度	357	26年度以降方向性	縮小	27年度以降方向性	縮小	平成23年度	267	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。			
	事業形態			<input checked="" type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成25年度	4,371 (人)	平成25年度	8 (人)	平成25年度	8 (人)	平成25年度	733	平成25年度	26	平成25年度	759	平成25年度	759	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	346	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている		
09-02-07	障害福祉課 福祉支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者総合支援法 ・地域生活支援事業実施要綱 ・東久留米市身体障害者自動車運転教習助成事業要綱 ・東久留米市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱	対象 ①運転免許適正試験に合格した身体障害者手帳3級以上の者(内部障害4級で歩行困難な者)、下肢又は体幹機能障害4級及び5級のうち歩行困難な者、並びに愛の手帳4級以上の者、引き継ぎ9ヶ月以上市内に居住している18歳以上の者②上肢、下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者手帳の所持者で、股関節に併用、自らが所有し運転する自動車の構造装置及び駆動装置の一部を改造する必要のある者  ①身体障害者手帳3級以上、内部障害4級、下肢又は体幹機能障害4級及び5級、並びに愛の手帳4度の人で、18歳以上の人②上肢、下肢又は体幹機能障害1級・2級の身体障害者手帳の所持者	平成25年度	4,371 (人)	平成25年度	8 (人)	平成25年度	8 (人)	平成25年度	733	平成25年度	26	平成25年度	759	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	346	説明欄：国1/2、都1/4、市1/4の負担となっている					
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	4,158 (人)	平成24年度	8 (人)	平成24年度	8 (人)	平成24年度	810	平成24年度	25	平成24年度	835	平成24年度	835	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成24年度	203	説明欄：障害者総合支援法の地域生活支援事業になっているため、妥当であり維持する。			
	自立移動手段確保 支援事業			平成23年度	3,995 (人)	平成23年度	2 (人)	平成23年度	2 (人)	平成23年度	244	平成23年度	27	平成23年度	271	平成23年度	271	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成23年度	76	説明欄：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法が改正され、平成25年度から事業が区市町村に移管されることになった。また、障害者総合支援法の改正で「相談支援の充実」が図られることになったため、25年度は要綱を改正して相談員数を削減するなど、事業を縮小した。26年度は事業費なしで継続する。			
	事業形態			<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成25年度	1 (団体)	平成25年度	100 (千円)	平成25年度	77 (人)	平成25年度	100	平成25年度	22	平成25年度	122	平成25年度	122	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	その他	平成25年度	100	説明欄：行財政改革アクションプラン3(2)補助金適正化の実施済み		
09-02-08	障害福祉課 地域支援係	<input checked="" type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市身体障害者福祉協会補助金交付要綱(市)	対象 身体障害者福祉協会  手段・内容 協会の活動費の一部を補助する  意図 活動の機会に限られてしまう身体障害者の社会参加を支援	平成25年度	1 (団体)	平成25年度	100 (千円)	平成25年度	77 (人)	平成25年度	100	平成25年度	22	平成25年度	122	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	その他	平成25年度	100	説明欄：補助金適正化より、平成26年度から補助金を1万円削減した。					
	障害福祉課長 秋山 悟			平成24年度	1 (団体)	平成24年度	100 (千円)	平成24年度	77 (人)	平成24年度	100	平成24年度	21	平成24年度	121	平成24年度	121	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	その他	平成24年度	100	説明欄：補助金適正化より、平成26年度から補助金を1万円削減した。			
	身体障害者福祉協会 支援事業			平成23年度	1 (団体)	平成23年度	100 (千円)	平成23年度	77 (人)	平成23年度	100	平成23年度	23	平成23年度	123	平成23年度	123	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	その他	平成23年度	100	説明欄：補助金適正化より、平成26年度から補助金を1万円削減した。			
	事業形態			<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input checked="" type="checkbox"/> 補助・助成金 <input type="checkbox"/> その他( )	平成25年度	1 (団体)	平成25年度	100 (千円)	平成25年度	77 (人)	平成25年度	100	平成25年度	23	平成25年度	123	平成25年度	123	26年度以降方向性	その他	27年度以降方向性	その他	平成25年度	100	説明欄：補助金適正化より、平成26年度から補助金を1万円削減した。		

平成26年度事務事業評価表(平成25年度振り返り)

政策名		健康で幸せにすごせるまち		施策番号・名	09	障害者福祉の推進		基本事業番号・名	09-02	日中活動への支援													
事務事業番号	所管課係名	事務事業の概要 (根拠法令等、財源、上乗、形態)	事務事業の目的 事務事業の対象、手段(事業内容)、意図	対象指標 (対象の数値指標化)		活動指標 (手段の数値指標化)		成果指標 (意図したことの結果の数値指標化)		事務事業全体				一般財源分				全庁評価会議 (27年度に向けた方向性等)					
	所管課長名			指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	指標	実績値 (単位)	事業費 (実績額) ① (千円)	人件費 (理論値) ② (千円)	トータル コスト ①+② (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等				特定財源に伴う一般財源		一般財源				
	事務事業名												26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	事業費 (実績額) (千円)		事業費の概要説明	事業費 (実績額) (千円)	事務事業の方向性、項目別評価 及びその理由等		
09-02-09	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都) ・東久留米市障害者就労支援事業実施要綱(市)	対象 一般就労が可能な障害者  手段・内容 就労支援室(事業委託)で就労に関する相談を受け、就職や就労継続のための支援を行う。また、就労に関する地域のネットワーク構築を図る。	指標 手帳所有者 (身体・知的・精神)	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 補助指標(ポイント)に1,000円を乗じた額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額が補助額となる。(23年度より、都の障害者就労支援事業補助金を活用し、就労支援室を中核施設と位置付け本事業を再構築し実施している)	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	説明欄:
	障害福祉課長 秋山 悟				6,536	2	15	29,939	212	30,151	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	15,427	説明欄: 障害者総合支援法では、就労支援の抜本的な強化を重点課題としているため、支援体制の核となる本事業は今後も必要であり、妥当である。	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	15,244	
	障害者就労支援事業				6,171	2	21	29,756	206	29,962	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		16,087						
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度					
上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	5,949	2	25	29,635	223	29,858																
09-02-10	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(国) ・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都)	対象 精神障害者およびその家族、関係者  手段・内容 専門医による相談事業および関係者に対するスーパーバイズ	自立支援医療(精神障害者通院)申請者数	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 精神障害者に対する相談事業は重要であり、維持する。(専門医の謝金については、都の包括補助の対象。都1/2、市1/2の負担となっている。)	平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄:
	障害福祉課長 秋山 悟				1,796	8	11	224	1,690	1,914	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	112	説明欄: 平成15年度より精神保健福祉一般相談事業は都より市町村事業として事務移管。H16年10月に、健康課から障害福祉課に事務移動があり、医療や社会復帰に関する相談事業を行っている。精神保健福祉法にも市町村の役割は明記されている。なお、東京都精神保健福祉一般相談事業交付金要綱に基づき交付金(8,040千円)が交付されており、妥当である。	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	112	
	精神保健福祉相談事業				1,722	8	11	224	1,646	1,870	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		56						
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度					
上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	1,649	4	6	112	1,784	1,896																
09-02-11	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input type="checkbox"/> 義務的 <input checked="" type="checkbox"/> 努力義務的 ・東久留米市難病啓発事業補助金交付要綱 ・医療保健政策区市町村包括補助事業補助金交付要綱	対象 難病疾患の当事者団体等  手段・内容 難病疾患の啓発及び支援活動に対する事業費の一部を補助する	補助金交付団体	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 都1/2、市1/2の負担となっている	平成25年度	26年度以降方向性		27年度以降方向性		説明欄: 行財政改革アクションプラン3(2)平成26年度補助金等適正化対象事業
	障害福祉課長 秋山 悟				2	100	2	100	68	168	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	50	説明欄: 平成25年度からは、難病患者等で症状の変化などにより身体障害者手帳を取得できないが、一定の障害がある方は、障害者総合支援法の障害福祉サービス等の対象となり、難病施策は拡大の傾向となっている。難病は病名や病態が一般に広く知られていない疾患も多く、疾患を理解してもらい機会を作り、社会の理解を広めるために、市民や支援者に難病疾患についての啓発は必要である。	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	47	
	難病啓発補助事業				94	94	2	94	66	160	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		50						
	財源				<input type="checkbox"/> 全額補助 <input checked="" type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度					
上乗	<input type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	2	100	2	100	72	172																
09-02-12	障害福祉課 地域支援係	<input type="checkbox"/> 自主的 <input checked="" type="checkbox"/> 義務的 <input type="checkbox"/> 努力義務的 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業実施要綱 ・障害者施策推進区市町村包括補助事業補助要綱(都) ・東久留米市日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱(市)	対象 障害者総合支援法の法内事業へ移行する作業所等  手段・内容 移行に伴う経費の一部を補助する	移行した事業所	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	平成25年度	26年度以降方向性	現状維持	27年度以降方向性	現状維持	平成25年度	説明欄: 都の包括補助金10/10の歳入がある。なお、新法移行の初年度のみ市の上乗せ補助がある。	平成25年度	26年度以降方向性	廃止	27年度以降方向性	廃止	説明欄:
	障害福祉課長 秋山 悟				19	110,726	4,448	110,726	423	111,149	必要性 4	有効性 4	達成度 4	効率性 4	0	説明欄: 作業所が新法移行することを促進するため、平成19年度から実施していたものであり、東京都と市が移行した施設に対して補助をするものである。新法移行後も東京都から10/10の補助があり、事業運営のために今後とも必要なのである。	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	3,600	
	日中活動系サービス推進補助事業				14	92,500	3,894	92,500	411	92,911	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度	平成24年度		1,200						
	財源				<input checked="" type="checkbox"/> 全額補助 <input type="checkbox"/> 一部補助有 <input type="checkbox"/> 市全額	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度	平成23年度		平成23年度	平成23年度					
上乗	<input checked="" type="checkbox"/> 市独自上乗せ(上乗・横出)	13	84,983	3,334	84,983	446	85,429																
	事業形態	<input type="checkbox"/> 直営(委託無) <input type="checkbox"/> 全部委託	意図	法内事業所が増えることで、障害者に対し安定的に日中活動の場を提供することができる。																			